

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 新旧対照表

○ 学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）	1
○ 漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）	4
○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）	5
○ 火薬類取締法施行令（昭和二十五年政令第三百二十三号）	6
○ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十五年政令第三百六十八号）	7
○ 人事評価の基準、方法等に関する政令（平成二十一年政令第三十一号）	8
○ 麻薬及び向精神薬取締法施行令（昭和二十八年政令第五十七号）	9
○ 食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）	10
○ 土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）	11
○ 建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）	12
○ 婦人相談所に関する政令（昭和三十二年政令第五十六号）	13
○ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）	14
○ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）	16
○ 水道法施行令（昭和三十二年政令第三百三十六号）	17
○ 下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百十七号）	19
○ 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）	20
○ 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）	21
○ 宅地造成等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）	22
○ 河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）	23
○ 電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）	24
○ 自然環境保全法施行令（昭和四十八年政令第三十八号）	25
○ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）	26
○ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令（平成十四年政令第三百九十一号）	27
○ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成十七年政令第百六十九号）	28
○ 私立学校振興助成法施行令（昭和五十一年政令第二百八十九号）	29

改正案

現行

<p>（法第四条第一項の政令で定める事項）</p> <p>第二十三条 法第四条第一項（法第三百三十四条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める事項（法第四条の二に規定する幼稚園に係るものを除く。）は、次のとおりとする。</p> <p>一 市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。）を含む。以下この項及び第二十四条の三において同じ。）の設置する特別支援学校の位置の変更</p> <p>二 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。第十号及び第二十四条において同じ。）の学科又は市町村の設置する特別支援学校の高等部の学科、専攻科若しくは別科の設置及び廃止</p> <p>三 特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部又は高等部の設置及び廃止</p> <p>四 市町村の設置する特別支援学校の高等部の学級の編制及びその変更</p> <p>五 特別支援学校の高等部における通信教育の開設及び廃止並びに大学における通信教育の開設</p> <p>六 私立の大学の学部、学科の設置</p> <p>七 専門職大学の課程（法第八十七条の二第一項の規定により前期課程及び後期課程に区分されたものに限る。次条第一項第一号口において同じ。）の設置及び変更</p>	<p>（法第四条第一項の政令で定める事項）</p> <p>第二十三条 法第四条第一項（法第三百三十四条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める事項（法第四条の二に規定する幼稚園に係るものを除く。）は、次のとおりとする。</p> <p>一 市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。）を含む。以下この項及び第二十四条の三において同じ。）の設置する特別支援学校の位置の変更</p> <p>二 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。第十号及び第二十四条において同じ。）の学科又は市町村の設置する特別支援学校の高等部の学科、専攻科若しくは別科の設置及び廃止</p> <p>三 特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部又は高等部の設置及び廃止</p> <p>四 市町村の設置する特別支援学校の高等部の学級の編制及びその変更</p> <p>五 特別支援学校の高等部における通信教育の開設及び廃止並びに大学における通信教育の開設</p> <p>六 私立の大学の学部、学科の設置 （新設）</p>
---	--

八 大学の大学院の研究科の専攻の設置及び当該専攻に係る課程（法第四百四条第三項に規定する課程をいう。次条第一項第一号ハにおいて同じ。）の変更

九 高等専門学校の学科の設置

十 市町村の設置する高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の分校の設置及び廃止

十一 高等学校の広域の通信制の課程（法第五十四条第三項（法第七十条第一項において準用する場合を含む。第二十四条及び第二十四条の二において同じ。）に規定する広域の通信制の課程をいう。以下同じ。）に係る学則の変更

十二 私立の学校又は私立の各種学校の収容定員に係る学則の変更

2 (略)

（法第四条第二項第三号の政令で定める事項）

第二十三条の二 法第四条第二項第三号の政令で定める事項は、次のとおりとする。

一 大学に係る次に掲げる設置又は変更であつて、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの

イ 私立の大学の学部の学科の設置

ロ 専門職大学の課程の変更（前期課程及び後期課程の修業年限の区分の変更（当該区分の廃止を除く。）を伴うものを除く。）

ハ 大学の大学院の研究科の専攻の設置又は当該専攻に係る課程の変更

二 高等専門学校の学科の設置であつて、当該高等専門学校が設置する学科の分野の変更を伴わないもの

七 大学の大学院（専門職大学院を含む。）の研究科の専攻の設置及び当該専攻に係る課程（法第四百四条第一項に規定する課程をいう。次条第一項第一号において同じ。）の変更

八 高等専門学校 of 学科の設置

九 市町村の設置する高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の分校の設置及び廃止

十 高等学校の広域の通信制の課程（法第五十四条第三項（法第七十条第一項において準用する場合を含む。第二十四条及び第二十四条の二において同じ。）に規定する広域の通信制の課程をいう。以下同じ。）に係る学則の変更

十一 私立の学校又は私立の各種学校の収容定員に係る学則の変更

2 (略)

（法第四条第二項第三号の政令で定める事項）

第二十三条の二 法第四条第二項第三号の政令で定める事項は、次のとおりとする。

一 私立の大学の学部の学科の設置又は公立若しくは私立の大学の大学院（専門職大学院を含む。）の研究科の専攻の設置若しくは専攻に係る課程の変更であつて、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの

二 高等専門学校の学科の設置であつて、当該高等専門学校が設置する学科の分野の変更を伴わないもの

<p>2・3 (略)</p>	<p>三 大学における通信教育の開設であつて、当該大学が授与する通信教育に係る学位の種類及び分野の変更を伴わないもの</p> <p>四 私立の大学又は高等専門学校の收容定員（大学にあつては、通信教育及び文部科学大臣の定める分野に係るものを除く。）に係る学則の変更であつて、当該收容定員の総数の増加を伴わないもの</p> <p>五 私立の大学の通信教育に係る收容定員に係る学則の変更であつて、当該收容定員の総数の増加を伴わないもの</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>三 大学における通信教育の開設であつて、当該大学が授与する通信教育に係る学位の種類及び分野の変更を伴わないもの</p> <p>四 私立の大学又は高等専門学校 of 收容定員（大学にあつては、通信教育及び文部科学大臣の定める分野に係るものを除く。）に係る学則の変更であつて、当該收容定員の総数の増加を伴わないもの</p> <p>五 私立の大学の通信教育に係る收容定員に係る学則の変更であつて、当該收容定員の総数の増加を伴わないもの</p>

改正案	現行
<p>（漁業監督官の資格） 第三十条（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（同法第八十二条第二項に規定する短期大学を含む。）、国立研究開発法人水産研究・教育機構、独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第七十号）附則第十四条の規定による廃止前の独立行政法人水産大学校法（平成十一年法律第九十一号）に基づく独立行政法人水産大学校、独立行政法人国立公文書館等の設立に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十二年政令第三百三十三号）第六十四条の規定による改正前の農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）に基づく水産大学校又は中央省庁等改革に伴い関係政令等を廃止する政令（平成十二年政令第三百十四号）による廃止前の農林水産省組織令（昭和二十七年政令第三百八十九号）に基づく水産大学校において法律又は水産に関する科目を修めて卒業した者（当該科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）</p>	<p>（漁業監督官の資格） 第三十条 次の各号のいずれかに該当する者でなければ、漁業監督官となることができない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（同法第八十二条第二項に規定する短期大学を含む。）、国立研究開発法人水産研究・教育機構、独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第七十号）附則第十四条の規定による廃止前の独立行政法人水産大学校法（平成十一年法律第九十一号）に基づく独立行政法人水産大学校、独立行政法人国立公文書館等の設立に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十二年政令第三百三十三号）第六十四条の規定による改正前の農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）に基づく水産大学校又は中央省庁等改革に伴い関係政令等を廃止する政令（平成十二年政令第三百十四号）による廃止前の農林水産省組織令（昭和二十七年政令第三百八十九号）に基づく水産大学校において法律又は水産に関する科目を修めて卒業した者</p>

○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）

改正案	現行
<p>第十二条（略）</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学において社会福祉に関する科目又は心理学の課程を修めて卒業した者（当該科目又は当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）であつて、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識及び経験を有するもの</p> <p>二～四（略）</p>	<p>第十二条 法第四十八条第二項に規定する政令で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学において社会福祉に関する科目又は心理学の課程を修めて卒業した者であつて、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識及び経験を有するもの</p> <p>二～四（略）</p>

改正案	現行
<p>（火薬類取締官の資格）</p> <p>第八条（略）</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学若しくは旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において化学に関する学科を修めて卒業した者（当該学科を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者であつて、火薬類の取締事務に通算して六月以上従事したもの</p> <p>二 学校教育法による大学若しくは高等専門学校、旧大学令による大学若しくは旧専門学校令による専門学校において化学以外の理学若しくは工学に関する学科を修めて卒業した者（当該学科を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者であつて、火薬類の取締事務に通算して一年以上従事したもの</p> <p>三（略）</p>	<p>（火薬類取締官の資格）</p> <p>第八条 火薬類取締官の資格を有する者は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）の適用を受ける職員であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学若しくは旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において化学に関する学科を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者であつて、火薬類の取締事務に通算して六月以上従事したもの</p> <p>二 学校教育法による大学若しくは高等専門学校、旧大学令による大学若しくは旧専門学校令による専門学校において化学以外の理学若しくは工学に関する学科を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者であつて、火薬類の取締事務に通算して一年以上従事したもの</p> <p>三（略）</p>

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）

改正案

現行

別表第二（第八条の二関係）

別表第二（第八条の二関係）

(略)	(略)	(1) 防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第十五条第二項に規定する教育訓練の課程（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四百四条第七項第二号の規定により大学院の博士課程に相当する教育を行うものとして認められたもののうち、防衛大臣の定めるものに限る。）を担当する教授、准教授及び講師（防衛大臣の定める者に限る。）	勤務箇所	職員	調整数
			防衛大学校		(略)
			(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(1) 防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第十五条第二項に規定する教育訓練の課程（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四百四条第四項第二号の規定により大学院の博士課程に相当する教育を行うものとして認められたもののうち、防衛大臣の定めるものに限る。）を担当する教授、准教授及び講師（防衛大臣の定める者に限る。）	勤務箇所	職員	調整数
			防衛大学校		(略)
			(略)	(略)	(略)

○ 人事評価の基準、方法等に関する政令（平成二十一年政令第三十一号）

改正案	現行
<p>（定期評価についての特例） 第十九条（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 留学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学の大学院の課程（同法第百四条第七項第二号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程に在学してその課程を履修する研修であつて、法第七十条の六の規定に基づき、国が実施するものをいう。）その他これに類する長期間の研修を受けている職員</p>	<p>（定期評価についての特例） 第十九条 次に掲げる職員についての定期評価の実施に際しては、当該職員の職務と責任の特殊性に照らして、第八条、第九条第一項（個別評語に係る部分に限る。）及び第十一条（これらの規定を第十四条において準用する場合を含む。）、第十二条並びに第十三条の規定の特例を要する場合には、人事評価実施規程をもつて、これを規定することができる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 留学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学の大学院の課程（同法第百四条第四項第二号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程に在学してその課程を履修する研修であつて、法第七十条の六の規定に基づき、国が実施するものをいう。）その他これに類する長期間の研修を受けている職員</p>

○ 麻薬及び向精神薬取締法施行令（昭和二十八年政令第五十七号）

改正案	現行
<p>（麻薬取締官の資格）</p> <p>第十条（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 学校教育法に基づく大学又は旧制大学において、法律又は薬事に関する科目を修めて卒業し、学士の学位（同法第四百条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（同法に基づく専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。）を含む。）又は旧大学令による学士の称号を有する者</p> <p>四 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校において、法律又は薬事に関する科目を修めて卒業した後（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、通算して一年以上麻薬取締りに関する事務に従事した者</p>	<p>（麻薬取締官の資格）</p> <p>第十条 次の各号のいずれかに該当する者でなければ、麻薬取締官となることができない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 学校教育法に基づく大学又は旧制大学において、法律又は薬事に関する科目を修めて卒業し、学士の学位又は旧大学令による学士の称号を有する者</p> <p>四 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校において、法律又は薬事に関する科目を修めて卒業した後、通算して一年以上麻薬取締りに関する事務に従事した者</p>

改正案	現行
<p>（食品衛生監視員の資格）</p> <p>第九条（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学又は農芸化学の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）</p> <p>四（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（食品衛生監視員の資格）</p> <p>第九条 食品衛生監視員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学又は農芸化学の課程を修めて卒業した者</p> <p>四（略）</p> <p>2（略）</p>

○ 土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）

改正案	現行
<p>（受験資格） 第六十二条の二（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。）を卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）土地区画整理事業に関し四年（在学中に国土交通省令で定める学科を修めた者にあつては、二年）以上の実務経験を有する者</p> <p>三〇五（略）</p>	<p>（受験資格） 第六十二条の二 学科試験又は実地試験を受けることができる者は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 学校教育法による短期大学又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。）を卒業した後土地区画整理事業に関し四年（在学中に国土交通省令で定める学科を修めた者にあつては、二年）以上の実務経験を有する者</p> <p>三〇五（略）</p>

改正案	現行
<p>(受検資格)</p> <p>第二十七条の五 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十二年勅令第六十一号）による専門学校を含む。）を卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）受検しようとする種目に関し指導監督の実務経験一年以上を含む五年以上の実務経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの</p> <p>三・四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p>	<p>(受検資格)</p> <p>第二十七条の五 一級の技術検定を受けることができる者は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 学校教育法による短期大学又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。）を卒業した後受検しようとする種目に関し指導監督の実務経験一年以上を含む五年以上の実務経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの</p> <p>三・四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p>

○ 婦人相談所に関する政令（昭和三十二年政令第五十六号）

改正案	現行
<p>(婦人相談所の職員) 第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学において、心理学を専修する科目を修めて卒業した者（当該科目を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）</p> <p>三 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(婦人相談所の職員) 第二条 (略)</p> <p>2 判定をつかさどる職員は、都道府県知事の補助機関である職員であつて次の各号の一に該当するものうちから任用するよう努めなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学において、心理学を専修する科目を修めて卒業した者</p> <p>三 (略)</p> <p>3 (略)</p>

○ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）

改正案

別表 補償基礎額表（第一条関係）

医師、歯科 医師又は薬 剤師として の経験年数	五年未 満	五年以 上〇 年未 満	一〇年 以上一 五年未 満	一五年 以上二 〇年未 満	二〇年 以上二 五年 以上
学校医及び 学校歯科医 の補償基礎 額	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
学校薬剤師 の補償基礎 額	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考

- 一 (略)
- 二 (略)

(一) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）若しくは旧大
学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学又は旧専門

現行

別表 補償基礎額表（第一条関係）

医師、歯科 医師又は薬 剤師として の経験年数	五年未 満	五年以 上〇 年未 満	一〇年 以上一 五年未 満	一五年 以上二 〇年未 満	二〇年 以上二 五年 以上
学校医及び 学校歯科医 の補償基礎 額	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
学校薬剤師 の補償基礎 額	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考

- 一 (略)
- 二 次に掲げる者については、それぞれ次に掲げる年数を医師等
としての経験年数に加えた年数を医師等としての経験年数とみ
なして、この表を適用するものとする。

(一) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）若しくは旧大
学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学又は旧専門

学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を卒業した（同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後実地修練を経た者 一年
(二) (五) (略)
三・四 (略)

学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を卒業した後実地修練を経た者 一年
(二) (五) (略)
三・四 (略)

○ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）

改正案	現行
<p>（核燃料取扱主任者免状の交付を受けることができる者の認定）</p> <p>第十一条 法第二十二條の三第一項第二号の規定による認定は、次の各号に該当する者について行うものとする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学若しくは旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学において、理学若しくは工学に関する正規の課程を修めて卒業したこと（当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了したことを含む。）<u>、又はこれと同等以上の学力を有すると認められること。</u></p> <p>二・三（略）</p>	<p>（核燃料取扱主任者免状の交付を受けることができる者の認定）</p> <p>第十一条 法第二十二條の三第一項第二号の規定による認定は、次の各号に該当する者について行うものとする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学若しくは旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学において、理学若しくは工学に関する正規の課程を修めて卒業したこと、<u>又はこれと同等以上の学力を有すると認められること。</u></p> <p>二・三（略）</p>

改正案

現行

（布設工事監督者の資格）

第四条（略）

（布設工事監督者の資格）

第四条 法第十二条第二項（法第三十一条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める資格は、次のとおりとする。

一・二（略）

一・二（略）

三 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、五年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

三 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、五年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

四〇六（略）

四〇六（略）

2（略）

2（略）

（水道技術管理者の資格）

第六条（略）

（水道技術管理者の資格）

第六条 法第十九条第三項（法第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める資格は、次のとおりとする。

一（略）

一（略）

二 第四条第一項第一号、第三号及び第四号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、

二 第四条第一項第一号、第三号及び第四号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同項第一号に規定する学校を卒業した者については四

修了した後)、同項第一号に規定する学校を卒業した者については四年以上、同項第三号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)については六年以上、同項第四号に規定する学校を卒業した者については八年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

2
(略)

三・四 (略)

年以上、同項第三号に規定する学校を卒業した者については六年以上、同項第四号に規定する学校を卒業した者については八年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

2
(略)

三・四 (略)

改正案	現行
<p>（公共下水道又は流域下水道の設計又は工事の監督管理を行う者の資格）</p> <p>第十五条（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。第十五条の三第三号において同じ。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。同号において同じ。）、計画設計を行わせる場合については十年以上、処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合については五年以上、排水施設に係る監督管理等を行わせる場合については二年六月以上下水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（計画設計を行わせる場合にあつては五年以上、処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合にあつては二年六月以上、排水施設に係る監督管理等を行わせる場合にあつては一年六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。</p> <p>四〇八（略）</p>	<p>（公共下水道又は流域下水道の設計又は工事の監督管理を行う者の資格）</p> <p>第十五条 法第二十二條第一項（法第二十五條の十八において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、計画設計を行わせる場合については十年以上、処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合については五年以上、排水施設に係る監督管理等を行わせる場合については二年六月以上下水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（計画設計を行わせる場合にあつては五年以上、処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合にあつては二年六月以上、排水施設に係る監督管理等を行わせる場合にあつては一年六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。</p> <p>四〇八（略）</p>

○ 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）

改正案	現行
<p>（危険物保安技術協会の検査員の資格）</p> <p>第四十一条の三 法第十六条の三十八第一項の政令で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（同法による短期大学を除く。）において機械工学、造船工学、土木工学又は建築工学の学科又は課程を修めて卒業した者であつて、石油タンク、高圧ガスタンク等の鋼構造物の建設、改造又は修理に係る研究、設計、工事の監督又は検査（次号及び第三号において「石油タンク等の研究等」という。）に三年以上の実務の経験を有するもの</p> <p>二 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において機械工学、造船工学、土木工学又は建築工学の学科又は課程を修めて卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）であつて、石油タンク等の研究等に五年以上の実務の経験を有するもの</p> <p>三・四（略）</p>	<p>（危険物保安技術協会の検査員の資格）</p> <p>第四十一条の三 法第十六条の三十八第一項の政令で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学において機械工学、造船工学、土木工学又は建築工学の学科又は課程を修めて卒業し、かつ、石油タンク、高圧ガスタンク等の鋼構造物の建設、改造又は修理に係る研究、設計、工事の監督又は検査（以下この条において「石油タンク等の研究等」という。）に三年以上の実務の経験を有する者</p> <p>二 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において機械工学、造船工学、土木工学又は建築工学の学科を修めて卒業し、かつ、石油タンク等の研究等に五年以上の実務の経験を有する者</p> <p>三・四（略）</p>

改正案	現行
<p>（防火管理者の資格）</p> <p>第三条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学又は高等専門学校において総務大臣の指定する防災に関する学科又は課程を修めて卒業した者（当該学科又は課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）で、一年以上防火管理の実務経験を有するもの</p> <p>ハ・ニ（略）</p> <p>二（略）</p> <p>2）4（略）</p>	<p>（防火管理者の資格）</p> <p>第三条 法第八条第一項の政令で定める資格を有する者は、次の各号に掲げる防火対象物の区分に応じ、当該各号に定める者で、当該防火対象物において防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的な地位にあるものとする。</p> <p>一 第一条の二第三項各号に掲げる防火対象物（同項第一号ロ及びハに掲げる防火対象物にあつては、次号に掲げるものを除く。）（以下この条において「甲種防火対象物」という。）</p> <p>） 次のいずれかに該当する者</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学又は高等専門学校において総務大臣の指定する防災に関する学科又は課程を修めて卒業した者で、一年以上防火管理の実務経験を有するもの</p> <p>ハ・ニ（略）</p> <p>二（略）</p> <p>2）4（略）</p>

改正案	現行
<p>(設計者の資格) 第十七条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。次号において同じ。)において、正規の土木又は建築に関する修業年限三年の課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。同号において同じ。)、土木又は建築の技術に関して三年以上の実務の経験を有する者であること。</p> <p>三 (略)</p> <p>四・五 (略)</p>	<p>(設計者の資格) 第十七条 法第九条第二項の政令で定める資格は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 学校教育法による短期大学において、正規の土木又は建築に関する修業年限三年の課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して三年以上の実務の経験を有する者であること。</p> <p>三 前号に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して三年以上の実務の経験を有する者であること。</p> <p>四・五 (略)</p>

○ 河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）

改正案	現行
<p>（管理主任技術者の資格） 第三十二条（略）</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十八号）による専門学校において、正規の土木に関する課程を修めて卒業した（当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、ダム又は河川の管理に関して三年以上の実務の経験を有する者であること。</p> <p>二・三（略）</p>	<p>（管理主任技術者の資格） 第三十二条 法第五十条第一項の政令で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十八号）による専門学校において、正規の土木に関する課程を修めて卒業した後、ダム又は河川の管理に関して三年以上の実務の経験を有する者であること。</p> <p>二・三（略）</p>

改正案	現行
<p>（電気工作物検査官の資格） 第二十五条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校において、電気工学、土木工学、機械工学若しくは経営工学に関する学科を修めて卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者であつて、電気工作物の工事、維持及び運用に関する行政事務に通算して四年以上従事したものの</p> <p>三（略）</p>	<p>（電気工作物検査官の資格） 第二十五条 電気工作物検査官の資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校において、電気工学、土木工学、機械工学若しくは経営工学に関する学科を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者であつて、電気工作物の工事、維持及び運用に関する行政事務に通算して四年以上従事したものの</p> <p>三（略）</p>

○ 自然環境保全法施行令（昭和四十八年政令第三十八号）

改正案	現行
<p>（自然保護取締官の資格及び権限）</p> <p>第三条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において、生物学、地学、農学、林学、水産学又は造園学その他自然環境の保全に關して必要な課程を修めて卒業した（これらを修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、通算して一年以上自然環境の保全に關する行政事務に従事した者</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（自然保護取締官の資格及び権限）</p> <p>第三条 法第十八条第二項に規定する自然保護取締官は、次の各号の一に該当する者でなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において、生物学、地学、農学、林学、水産学又は造園学その他自然環境の保全に關して必要な課程を修めて卒業した後、通算して一年以上自然環境の保全に關する行政事務に従事した者</p> <p>2・3（略）</p>

○ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）

改正案	現行
<p>（希少野生動植物種保存取締官の資格） 第六条 （略）</p> <p>一 （略）</p> <p>二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校（次号において「大学等」という。）において生物学、地学、農学、林学、水産学、造園学その他自然環境の保全に關して必要な課程を修めて卒業した者（これらを修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者であつて、通算して一年以上自然環境の保全に關する行政事務に従事したものであること。</p> <p>三 大学等において農学、林学、水産学、獣医学その他動植物の繁殖に關して必要な課程を修めて卒業した者（これらを修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者であつて、通算して一年以上動植物の繁殖に關する行政事務に従事したものであること。</p>	<p>（希少野生動植物種保存取締官の資格） 第六条 法第五十条第一項の政令で定める要件は、次の各号のいづれかに該当することとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校（次号において「大学等」という。）において生物学、地学、農学、林学、水産学、造園学その他自然環境の保全に關して必要な課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者であつて、通算して一年以上自然環境の保全に關する行政事務に従事したものであること。</p> <p>三 大学等において農学、林学、水産学、獣医学その他動植物の繁殖に關して必要な課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者であつて、通算して一年以上動植物の繁殖に關する行政事務に従事したものであること。</p>

○ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令（平成十四年政令第三百九十一号）

改正案	現行
<p>（取締りに従事する職員の要件）</p> <p>第六条 （略）</p> <p>一 （略）</p> <p>二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学又は高等専門学校において生物学、地学、農学、林学、水産学、造園学その他鳥獣の保護及び管理に関して必要な課程を修めて卒業した者（これらを修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者であつて、通算して一年以上鳥獣の保護若しくは管理又は狩猟の適正化に関する行政事務に従事したものであること。</p>	<p>（取締りに従事する職員の要件）</p> <p>第六条 法第七十七条第一項の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学又は高等専門学校において生物学、地学、農学、林学、水産学、造園学その他鳥獣の保護及び管理に関して必要な課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者であつて、通算して一年以上鳥獣の保護若しくは管理又は狩猟の適正化に関する行政事務に従事したものであること。</p>

○ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成十七年政令第百六十九号）

改正案	現行
<p>（特定外来生物被害防止取締官の資格） 第四条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学若しくは高等専門学校において生物学、農学、林学、水産学、造園学その他生物による生態系等に係る被害の防止に関して必要な課程を修めて卒業した者（これらを修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者であつて、通算して一年以上生物による生態系等に係る被害の防止に関する行政事務に従事したものであること。</p>	<p>（特定外来生物被害防止取締官の資格） 第四条 法第二十六条第一項の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学若しくは高等専門学校において生物学、農学、林学、水産学、造園学その他生物による生態系等に係る被害の防止に関して必要な課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者であつて、通算して一年以上生物による生態系等に係る被害の防止に関する行政事務に従事したものであること。</p>

改正案

（法第九条の国の補助）
第四条（略）

一 文部科学大臣が定める私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校若しくは幼保連携型認定こども園（以下この項において「小学校等」という。）又は課程（学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十三条第一項第十一号に規定する広域の通信制の課程を除く。）の区分ごとに、都道府県が行う私立の小学校等の経常的経費に対する補助（次号に定める事由に基づくものを除く。）の金額を当該都道府県の区域内にある私立の小学校等（文部科学大臣が定めるものを除く。）の幼児、児童又は生徒（以下この条において「児童等」という。）の数で除して得た金額に応じ文部科学大臣が定める児童等一人当たりの金額（特別の事情がある都道府県に係る場合にあつては、当該金額を文部科学大臣の定めるところにより補正して得た金額）に当該小学校等の学則で定めた収容定員（在学している児童等の数が当該収容定員に満たない場合には、在学している児童等の数とする。）の合計数を乗じ、その乗じて得た金額を合計した金額

2
（略）

二
（略）

現行

（法第九条の国の補助）
第四条 法第九条の規定により行う補助の金額は、次に掲げる金額を合計した金額とする。

一 文部科学大臣が定める私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校若しくは幼保連携型認定こども園（以下この項において「小学校等」という。）又は課程（学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十三条第一項第十号に規定する広域の通信制の課程を除く。）の区分ごとに、都道府県が行う私立の小学校等の経常的経費に対する補助（次号に定める事由に基づくものを除く。）の金額を当該都道府県の区域内にある私立の小学校等（文部科学大臣が定めるものを除く。）の幼児、児童又は生徒（以下この条において「児童等」という。）の数で除して得た金額に応じ文部科学大臣が定める児童等一人当たりの金額（特別の事情がある都道府県に係る場合にあつては、当該金額を文部科学大臣の定めるところにより補正して得た金額）に当該小学校等の学則で定めた収容定員（在学している児童等の数が当該収容定員に満たない場合には、在学している児童等の数とする。）の合計数を乗じ、その乗じて得た金額を合計した金額

2
（略）

二
（略）